

# 鈴鹿青年会議所会館利用規定

## 【目的】

第1条 この規定は、鈴鹿青年会議所会館（以下「本会館」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、円滑かつ適正に会館が利用されることを目的とする。

## 【利用の制限】

第2条 本会館の利用は、一般社団法人鈴鹿青年会議所（以下「本会議所」という。）の目的に沿ったものに限る。

## 【利用者】

第3条 本会館を利用できる者は、公益法人、特定非営利活動法人、その他まちづくりに寄与する事業を行っている団体（宗教法人または政治団体を除く。）または個人で、本会議所が適当と認める者とする。

2. 本会館を利用する者は、所定の「使用者登録書」へ必要な事項を記入し、本会議所正会員あるいは特別会員の紹介状を添えて、理事長へ提出しなければならない。
3. 利用資格の認定は、本会議所理事会の決議をもって行う。
4. 本条第2項および第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本会議所の許可を得て前後の規定に変えることができる。

## 【利用時間】

第4条 本会館の利用時間は、原則として午前9時から午後11時までのとする。ただし、本会議所が必要と認める場合は、この限りではない。

## 【休館日】

第5条 本会館の休館日は、原則として12月28日から1月4日までとする。

2. 本会館の利用申込は、利用日の1ヶ月前より受け付けるものとする。
3. 利用申込の受付時間は平日午前9時から午後3時までの間とする。ただし、事務局休業日はこの限りでない

## 【利用申込】

第6条 本会館の利用にあたっては、本会議所指定の「使用申込書」に必要事項を記載の上、事務局へ提出しなければならない。

2. 本会館の利用申込は、利用日の1ヶ月前より受け付けるものとする。
3. 利用申込の受付時間は平日午前9時から午後3時までの間とする。ただし、事務局休業日はこの限りでない

## 【禁止事項】

第7条 次の各号の行為を禁止する。

- 1) 公の秩序および風紀を乱す恐れがある行為。
- 2) 収容人数を超えての入場。
- 3) 備え付けの設備、備品、家具の持ち出し、持ち帰り。
- 4) 宗教、政治、営利活動に関する行為（勧誘を含む。）。
- 5) 本会間や付帯設備を損傷および滅失する恐れがある行為。
- 6) 他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがある行為。
- 7) 発火、引火、爆発その他の危険を感じる恐れのある物品の持ち込み。
- 8) 火気の使用。
- 9) 本会館、付帯設備への釘、画鋸、ピン打ち等。
- 10) 所定の場所（ホール）以外での喫煙。
- 11) 飲酒行為
- 12) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体の持ち込み。
- 13) 第三者への利用権の譲渡、転貸。
- 14) 本会館の合鍵を無断で複製すること。
- 15) 販売行為等営利行為。
- 16) その他、本会議所がふさわしくないと感じる行為。

#### 【利用の制限】

第8条 次の各号に該当すると本会議所が判断した場合（本会館の利用前で該当する恐れがあると本会議所が判断した場合も含む。）、本会館の利用を承認しない。利用予約成立後においても利用を制限し、この為に生じた損害の賠償もしないものとする。

- 1) 第7条に定める「禁止事項」に該当する場合。
- 2) 「利用者登録書」「利用申込書」の記載に偽りがあった場合もしくは、記載内容と異なる利用を行った場合。
- 3) 禁止および注意事項、または本会議所の注意に従わない場合。
- 4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- 5) 本会館運営上、支障があると認められた場合。
- 6) 大規模地震対策措置法により警戒宣言が発令した場合。

#### 【遵守事項】

第9条 本会館の利用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1) 火災等の災害予防に留意すること。
- 2) 利用時間および条件を守ること。
- 3) 煙草の吸殻は水で完全に消してから捨てること。
- 4) 施設、設備、備品等を破損又は紛失しないこと。
- 5) 本会館内の設備及び備品等を無断で移転しないこと。
- 6) 近隣に迷惑となる騒音等を発生させないこと。
- 7) 車は駐車場以外の場所へ駐車しないこと。

8) 利用により生じたゴミは必ず持ち帰ること。

9) 利用時間は必ず厳守すること。

**【賠償責任】**

第 10 条 本会館利用中（搬出入時を含む。）の人的および物的損害に対する賠償責任は全て利用者の負担とする。

2. 本会館の設備、備品等を破損、汚損した場合は、速やかに本会議所へ届け出るとともに当該損害を賠償しなければならない。なお、その際の見積、施行は本会議所指定業者にて行うものとする。

3. 本会館の利用に際して発生した事故、盗難、紛失等について、本会議所は責任を負わないものとする。

**【改廃】**

第 11 条 この規定の改廃は、理事会の議決をもって行う。

**【附則】**

第 1 条 この規定は、平成 21 年 11 月 2 日より施行する。